

静岡県公安委員会の運営に関する規則

(平成 13 年 2 月 22 日静岡県公安委員会規則第 2 号)

改正 平成 13 年 12 月 27 日県公委規則第 19 号 平成 15 年 11 月 27 日県公委規則第 17 号

平成 18 年 3 月 31 日県公委規則第 16 号

静岡県公安委員会の運営に関する規則（昭和 29 年静岡県公安委員会規則第 1 号）の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 45 条の規定に基づき、静岡県公安委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の権限行使)

第 2 条 委員会は、その委員をもって組織する会議（以下「会議」という。）の議決により、その権限を行う。

2 委員会は、法第 47 条第 2 項の静岡県警察の事務（以下「県警察の事務」という。）について、その運営の大綱方針を定めるものとする。

3 前項の大綱方針は、県警察の事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。

4 委員会は、県警察の事務の処理が第 2 項の大綱方針に適合していないと認めるときは、静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。

5 委員会は、本部長から法第 43 条の 2 第 1 項又は前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴するものとする。

6 委員会は、その権限に属する事務の一部を本部長に委任することができる。

(会議)

第 3 条 会議は定例会及び臨時会の 2 種とする。

2 定例会は原則として月 4 回、臨時会は臨時緊急の必要ある場合にそれぞれ委員長がこれを招集する。

3 委員長は、他の委員からの要求又は本部長からの要請がある場合は、臨時会を招集するものとする。

4 会議は、委員（委員長を含む。）の過半数の出席をもって開くものとする。

(事前通知)

第 4 条 委員長は、会議開会の前日までに、招集日時、場所等を他の委員及び出席を要する関係者に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(議事)

第 5 条 委員長は、会議の議長となり議事を進行する。

2 議事の議決は、出席委員（委員長を含む。）の過半数でこれを決するものとする。

(権限行使の特例)

第 6 条 委員会の権限を行使する必要がある場合において、会議を招集することができないとき、又は会議を招集してもこれを開くことができないときは、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、委員長又は委員は、他の委員と協議の上、権限を行使することができる。

2 前項の場合において、他の委員と協議できないときは、単独で権限を行使することができる。

3 前3項の規定により権限を行使した委員長又は委員は、その内容を次の会議に報告するものとする。

(委員長代理)

第7条 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員長及び委員以外の会議出席者)

第8条 本部長は、会議に出席するものとする。ただし、委員長が認める場合は、この限りでない。

2 本部長は、委員会の承認を得て、警察職員を会議に出席させることができる。

(会議録)

第9条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記載するものとする。

2 会議録は、静岡県警察本部総務部総務課公安委員会補佐室において調整し、委員会が保存するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

附 則(平成13年12月27日県公委規則第19号)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成15年11月27日県公委規則第17号)

この規則は、平成15年11月27日から施行する。

附 則(平成18年3月31日県公委規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。